

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第9号

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(昇任のための選考の委任)</p> <p>第4条 規則第15条に規定する選考により昇任させることができる職のうち、次に掲げる職（第1号から第8号までに掲げる職のうち、当該職が級別職務区分表において次に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）への昇任のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表(1)の職務の級2級及び3級の職</p> <p>(4) 教育職給料表(2)の職務の級2級及び3級の職</p> <p>(5)～(9) [略]</p>	<p>(昇任のための選考の委任)</p> <p>第4条 規則第15条に規定する選考により昇任させることができる職のうち、次に掲げる職（第1号から第8号までに掲げる職のうち、当該職が級別職務区分表において次に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）への昇任のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 教育職給料表(1)の職務の級2級、<u>特2級</u>及び3級の職</p> <p>(4) 教育職給料表(2)の職務の級2級、<u>特2級</u>及び3級の職</p> <p>(5)～(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。